

第4章 全体構想

4.1 コンパクトで利便性の高い都市空間の整備

4.1.1 基本方針

ア 土地の有効利用

- ・ 限られた土地資源を有効に活用しつつ、都市機能の集積を活かしたコンパクトで利便性の高い市街地の形成を図るため、立地適正化計画※を策定し、既成市街地における適切な土地利用の誘導、低・未利用地の有効利用等を促進します。

※立地適正化計画：急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

イ 計画的な土地利用

- ・ 住民が快適に暮らせる都市を目指し、住宅地、商業地、工業地等を適切に配置する都市計画制度を適切かつ効果的に運用します。また、用途地域等の見直しや立地適正化計画の活用などにより、計画的な土地利用を誘導します。
- ・ 今後の都市計画のあり方を効率的に検討するため、都市情報や人々の交通行動・活動実態に関わるデータ等を集約する都市データプラットフォーム構築等の検討を行います（統合型GIS、各種都市データの電子化や共有体制等の構築）。

ウ 地域特性に応じた土地利用

- ・ 魅力ある都市環境を形成するため、利便性の高い市街地、自然と調和した快適な市街地など、本町の地域特性に応じた土地利用を進めます。



海田町風景（瀬野川河口方面）



海田町風景（日浦山方面）

4.1.2 都市的土地利用の方針

ア 住居系土地利用

(7) 専用住宅地

- ・ 三迫地区の住宅団地については、低層で良好な住環境の保全を図ります。
- ・ 稲葉、三迫、東地区などの東南部については、立地適正化計画との整合を図りながら低層住宅を主体とし、自然環境と調和したゆとりある住宅地の形成を図ります。

(イ) 一般住宅地

- ・ 既成市街地内の住宅地については、住宅主体の土地利用を維持するとともに、生活道路の整備等により居住環境の向上を図ります。

(ウ) 住宅・商業複合地

- ・ 昭和町、大正町、南堀川町などの地区については、住宅と商業施設等が複合した土地利用を維持することとし、商業・業務機能の充実、若者、子育て世帯、高齢者等の世帯などの多様なニーズに対応した良質な都市型住宅建設の誘導、低・未利用地の有効利用等を促進します。
- ・ 新町、稲荷町、中店地区については、海田市駅周辺と一体的な市街地形成を図るため、住宅と商業施設等が調和した土地利用を誘導するとともに、地域の街並みに配慮した落ち着きのある街並みの形成を図ります。

イ 商業系土地利用

(7) 商業地

- ・ 海田市駅周辺から南昭和町周辺に至る地区については、商業・業務施設と住宅の複合化などによる土地の高度利用、商業環境の整備等により、中心拠点としての拠点性を高め、都市機能の集積を活かした賑わいある魅力的な商業・業務地の形成を図ります。
- ・ 海田市駅北口周辺については、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業と合わせ、土地の有効利用を促進し、南口と一体的な市街地の形成を図るため、容積率の緩和を行います。

(イ) 沿道型商業地

- ・ 現在の国道2号や東広島バイパスの沿道については、土地の有効利用を促進し、身近な商業・サービス施設等の立地を誘導します。
- ・ 沿道型商業地については、中高層建物の建設による背後地の住環境の保全、良好な沿道景観の形成を図ります。

ウ 工業系土地利用

(7) 臨海部の工業地

- ・ 臨海部については、工業地としての土地利用を維持します。

(イ) その他の工業地

- ・ 月見町については、工業地としての土地利用を基本とするとともに、商業系及び住居系土地利用への移行の動向に対応して、適切な土地利用規制、誘導を行います。
- ・ 曾田、畝地区周辺については、工業地としての土地利用の状況や建築物の立地動向等を踏まえながら、地区拠点としてふさわしい都市機能を誘導するため用途地域の見直しを行います。

4.1.3 自然的土地利用の方針

ア 農地

- ・ 都市農地については、生産機能、防災機能、良好な景観形成など多面的な機能を有しており、環境共生型の都市を形成するうえで重要な役割を担っていることから、国や県の方針に基づき、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと考え方を転換し、適切に保全、活用するための方策について、調査・研究を行います。

イ 森林

- ・ 市街地を取り囲む森林については、自然体験、景観形成、環境保全、防災などの多様な機能を維持するため、適切に保全、活用します。

ウ 河川

- ・ 瀬野川などの河川については、都市に居住する住民にとって、身近な自然と触れ合うことのできる貴重な空間であることから、潤いと安らぎを感じられる水辺空間として、適切に保全・活用します。

4.1.4 その他の土地利用の方針

ア 公共公益施設

- ・ 教育施設、文化施設等の立地している地区については、良好な環境を維持します。
- ・ 新庁舎については、住民活動機能や防災機能を併せ持った庁舎として整備します。
- ・ 現庁舎敷地や窪町倉庫については、民間資本の活用を基本に検討します。
- ・ 旧海田公民館用地については、当面、現庁舎、保健センター、織田幹雄スクエアの第2駐車場として活用しつつ、民間資本の活用を検討します。
- ・ 役場庁舎の移転に伴い、未利用地となる保健センターや加藤会館に加え、真田会館については、関係団体による活用も含め、既存建物の有効活用を基本に検討します。また海田東公民館についても、必要な機能を含め、再整備を検討します。

イ レクリエーション地

- ・ 海田総合公園第2期整備区域については、自然と親しむスポーツ・レクリエーションの場、健康づくりの場として整備を推進します。
- ・ 瀬野川河川緑地等については、レクリエーション地としての活用を図ります。
- ・ 市街地周辺の良好な環境を有する地区については、公園、レクリエーション地等としての活用を図ります。



新庁舎（イメージ図）



織田幹雄スクエア



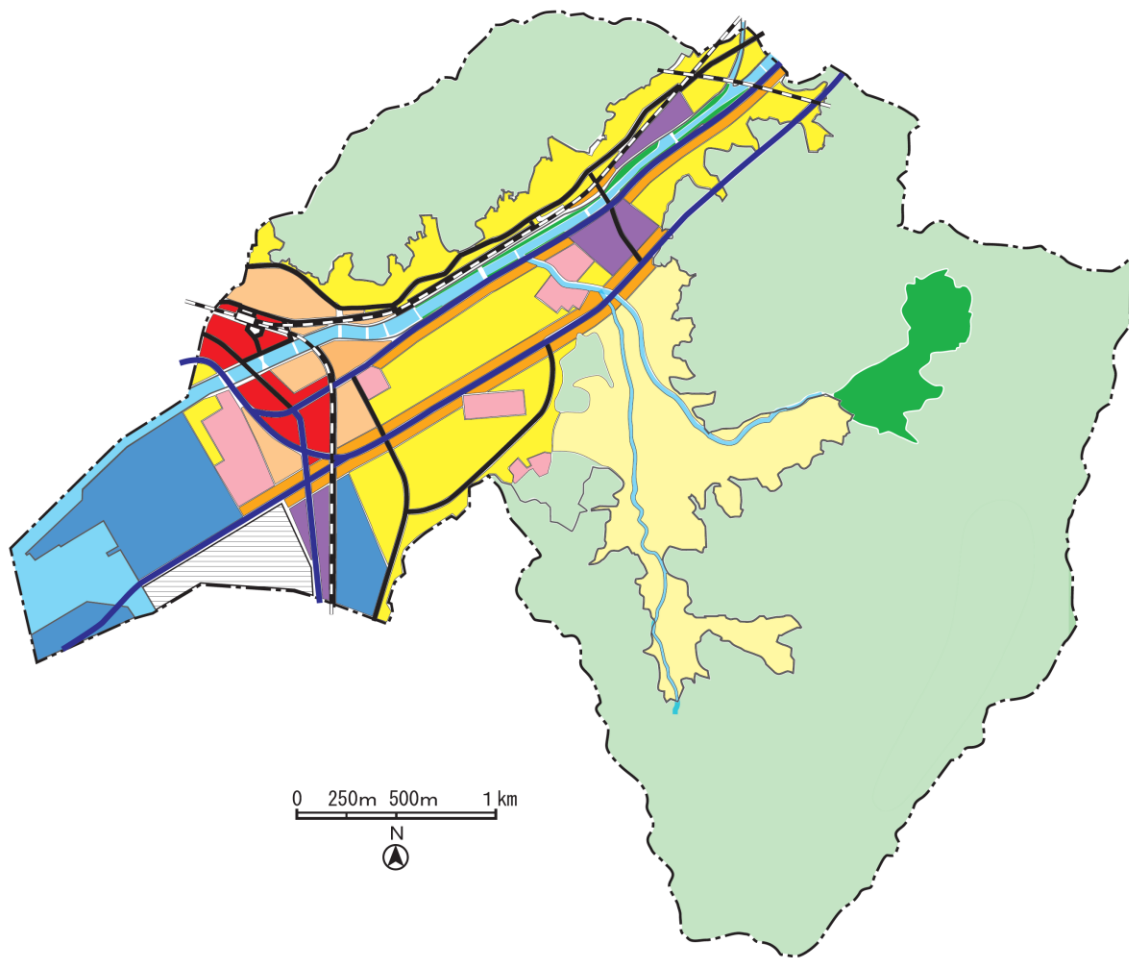
海田町役場（現庁舎）



海田総合公園



瀬野川河川敷



凡 例			
	専 用 住 宅 地 (低層住宅を主体とした住宅地)		防 衛 施 設 用 地
	一 般 住 宅 地 (住居系土地利用を主体とした市街地)		主 な 河 川 等
	住 宅 ・ 商 業 複 合 地 (住宅と商業・業務施設が複合している市街地)		鉄 道
	沿 道 型 商 業 地 (幹線道路等の沿道を利用した市街地)		主 要 幹 線 道 路 (都市間を連絡する道路)
	商 業 地 (商業・業務施設の集積した市街地)		幹 線 道 路 等 (市街地の骨格となる道路)
	工 業 地 (工業，流通施設の集積した市街地)		市 街 化 区 域
	商 業 ・ 工 業 複 合 地 (商業・工業施設の集積した市街地)		行 政 区 域
	主 な 公 共 施 設 等 (概ね2ha以上の公共施設等)		
	主 な 都 市 公 園 ， レ ク リ エ ー シ ョ ン 地 等 (概ね4ha以上の公園，レクリエーション地等)		
	保 全 緑 地 (市街地を取り囲む緑地)		

図 4-1 土地利用計画

4.2 活力ある都市活動と快適な住民生活を支える都市基盤の整備

4.2.1 道路・交通施設

ア 基本方針

- ・ 便利で快適な暮らしと活力ある都市活動を支えるため、広域道路ネットワーク、都市内道路網の形成を図ります。
- ・ 安全で快適な移動空間を確保するため、交通環境の整備、歩行者・自転車空間のネットワークの形成、道路の拡幅、道路の防災性の向上等を図ります。
- ・ 円滑な道路交通の確保をめざし、ビッグデータやAI技術などの活用についての検討を進めます（プローブデータ※の活用、自動運転技術開発や走行空間の整備、渋滞対策への応用等）。

※プローブデータ：個別車両の走行履歴情報（走行位置、時間等）を収集するシステムによって蓄積された走行経路や走行速度等に関するデータ

イ 整備方針

(7) 道路・交通施設の整備

① 広域道路ネットワークの形成

- ・ 山陽自動車道、広島空港等へのアクセス強化、地域間の連携強化、渋滞の解消等を図るため、東広島バイパス（海田八本松線（高架部））の令和4（2022）年度全線開通に続き、広島南道路、県道矢野海田線（海田臨港線、堀川曾田線）の整備を促進します。



東広島バイパス（イメージ図）

② 都市内道路網の形成

a 幹線道路、補助幹線道路

- ・ 災害時の迂回路機能や各公共施設へのアクセス機能確保を目的に東広島バイパス・国道2号等の広域幹線道路と町内の都市計画道路や主要な町道の補助幹線道路などを円滑に接続する道路ネットワークを構築します。
- ・ 広島市東部地区連続立体交差事業にあわせて、関連する都市計画道路（青崎畝線・中店窪町線・山の手線）の整備を促進します。
- ・ 市街地内における円滑な交通の確保、海田市駅へのアクセスの強化、都市内道路網の骨格の形成を図るため、畝曾田線（新畝橋等）、中店窪町線等の整備を推進します。

b 生活道路

- ・ 既成市街地内の交通の利便性と住環境の向上、地域間の一体性を確保するため、生活道路の整備を推進します。
- ・ 狭あい道路の解消を目指し、まちづくりと合わせ道路整備を行います。
- ・ 児童・生徒をはじめとした歩行者の安全性確保を図るため、小中学校を中心に事故の起こりにくい環境整備を進めます。
- ・ 連続立体交差事業とあわせて、J R 呉線沿いの道路と瀬野川に架橋する新橋を整備します。

c 橋りょう等の道路施設

- ・ 町管理の橋りょうなどの道路施設を定期的に点検し、老朽化した施設の改修・修繕による長寿命化を計画的に行います。

d 駅前広場

- ・ 海田市駅の交通結節機能を強化するため、青崎畝線の整備とあわせて、北口の駅前広場整備の促進を図ります。



海田市駅周辺（整備済みの南口駅前広場）

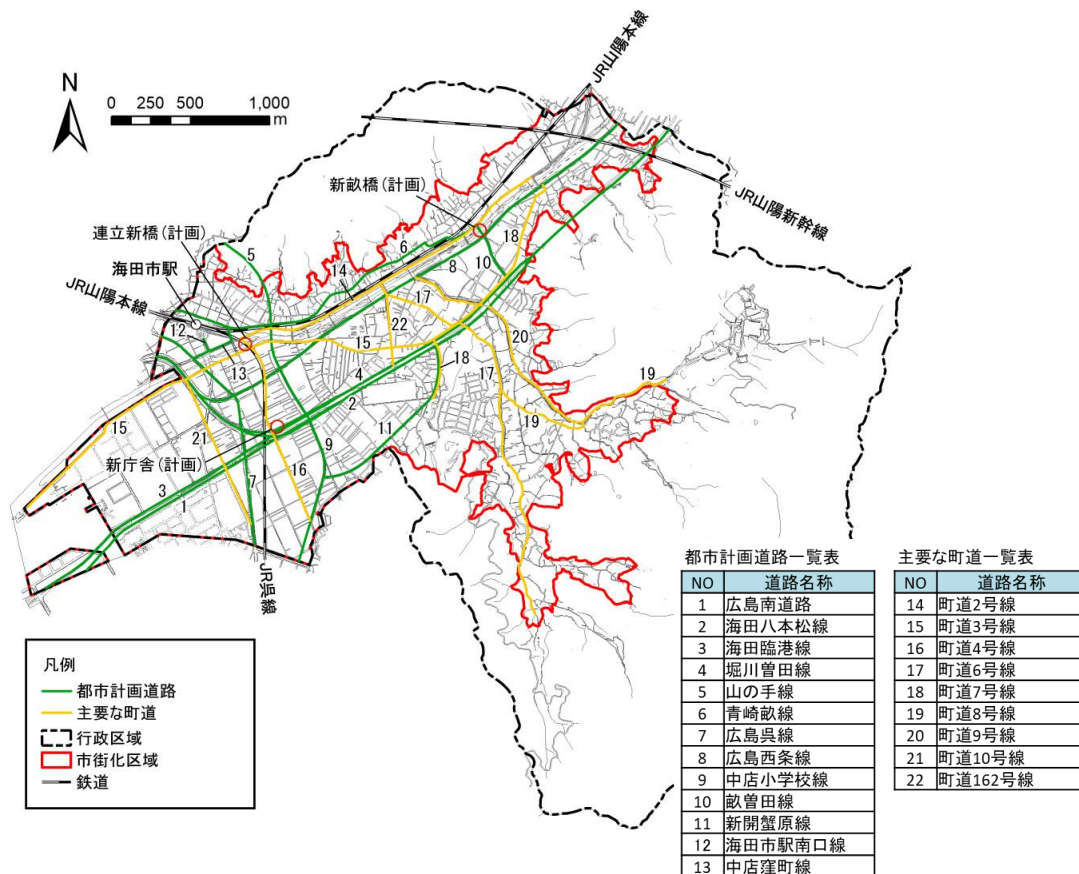


図 4-2 町内道路網図

③ 駐車場・駐輪場の整備

- ・ 都市内交通の利便性の向上、交通混雑の解消等を図るために必要な駐車場・駐輪場の整備を促進するとともに、適切な管理運営、駐車場・駐輪場情報の提供等を行います。
- ・ 公共施設への駐輪場の設置の推進や商業施設などの民間施設への駐輪場の設置を促進します。



海田市駅南口自転車等駐車場

(イ) 安全で快適な交通環境の形成

- ・ 歩道の設置・改善やバリアフリー化、交差点の改良、生活道路等における走行速度低減に配慮した道路整備、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置等により、安全で快適な交通環境の整備を進めます。
- ・ 生活道路については、小中学校を中心とした事故が起こりにくい環境整備を進め、児童・生徒の通学・帰宅時の安全性の向上を図ります。
- ・ 生活道路の交通安全対策のため、プローブデータなどのビックデータを活用した取り組みを検討します。

(ウ) 歩行者・自転車空間のネットワークの形成

- ・ 環境へ配慮しつつ、賑わいのある市街地の形成を図るため、歩道の整備や自転車通行帯の確保、グリーンラインの設置、ひまわり大橋や瀬野川河川敷等の活用等、「自転車活用推進計画」や「自転車ネットワーク計画」等に基づき、安全で快適な歩行者・自転車空間のネットワークを形成します。
- ・ 歩いて楽しい道づくりを推進するため、歩行者利便増進道路等の制度の活用について検討します。

(エ) 防災対策の推進

- ・ 災害時に安全に避難出来るよう、避難地を結ぶ避難路ネットワークを形成します。
- ・ 防災対策のため、交通事業者の運行情報や緊急災害情報をデジタルサイネージやアプリなどで提供する仕組みを検討します。
- ・ 緊急時に市街地内に円滑にアクセスできるよう、道路の整備を推進します。

(オ) 住民等の参加による道づくり

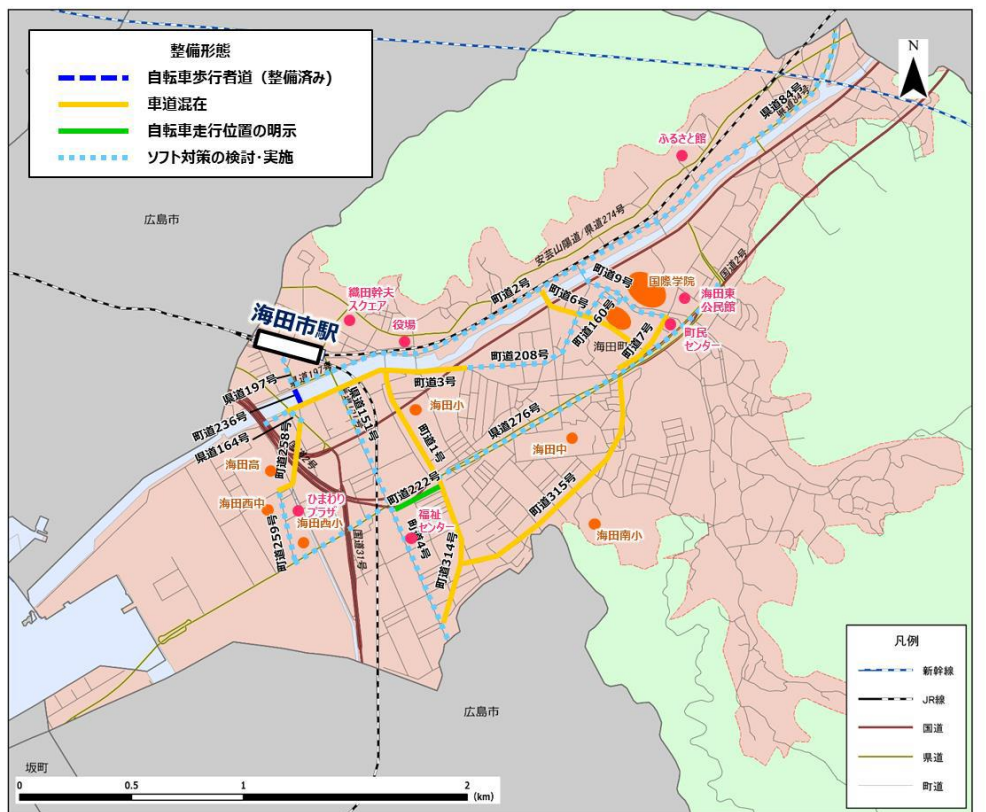
- ・ 住民、事業者、行政等が協働し、街路樹の管理、歩道の清掃などを行う仕組みづくりに取り組みます。

(カ) 新技術の活用による維持管理の効率化

- ・ 道路交通インフラ維持管理の効率化等を進めるため、IoT※やAI※技術等の新技術の活用や、都市データプラットフォームの構築などについて検討します（統合型 GIS、道路台帳等の電子化、ロボットを活用したインフラ維持管理等）。

※IoT：従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み

※AI：人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの



資料：海田町自転車ネットワーク計画

図 4-3 自転車ネットワークの整備形態

4.2.2 公共交通

ア 基本方針

- ・ 都市交通の円滑化、生活交通の確保、地球温暖化対策等を進めるため、鉄道利用の利便性の向上、住民ニーズに対応したバス運行などにより、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進します。
- ・ まちづくりと一体となった総合的な交通施策を推進し、居住地と中心拠点や地区拠点が、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちを目指すとともに、公共交通の円滑な連絡等により高次都市機能が集積する広島市中心部へのアクセスの定時性や速達性の確保を図ります。

イ 整備方針

(7) 鉄道

- ・ 広島市東部地区連続立体交差事業を促進し、交通の円滑化と市街地の一体性の確保を図ります。

- ・ 海田市駅における鉄道とバスとの連絡性の向上等により交通結節機能の強化を図るとともに、自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）等を促進します。
- ・ これまで海田市駅を中心とした公共交通体系であったものを、東部地域において新たな交通拠点の形成、交通利便性の向上と人の流れの創出、生活関連サービスの集積を図るため、新駅の誘致等について検討を進めます。

(イ) バス

- ・ 路線バスについては、現状の路線維持に努めます。
- ・ 町内循環コミュニティバスについては、住民ニーズ、運行状況、道路整備状況等を踏まえ、効率的、効果的な運行に努めるとともに、庁舎移転に合わせ、新庁舎へのアクセス性を考慮したルートの見直しを行います。
- ・ 東部地域において新たな交通拠点の形成を図るため、新駅の誘致等の検討に合わせてバス路線の効率的な運行再編を検討します。
- ・ バス利用の利便性の向上を図るため、関係機関と連携し、バス停の整備等の検討を行います。



広島市東部地区連続立体交差事業
(イメージ図)



町内循環コミュニティバス
(ふれあいバス)

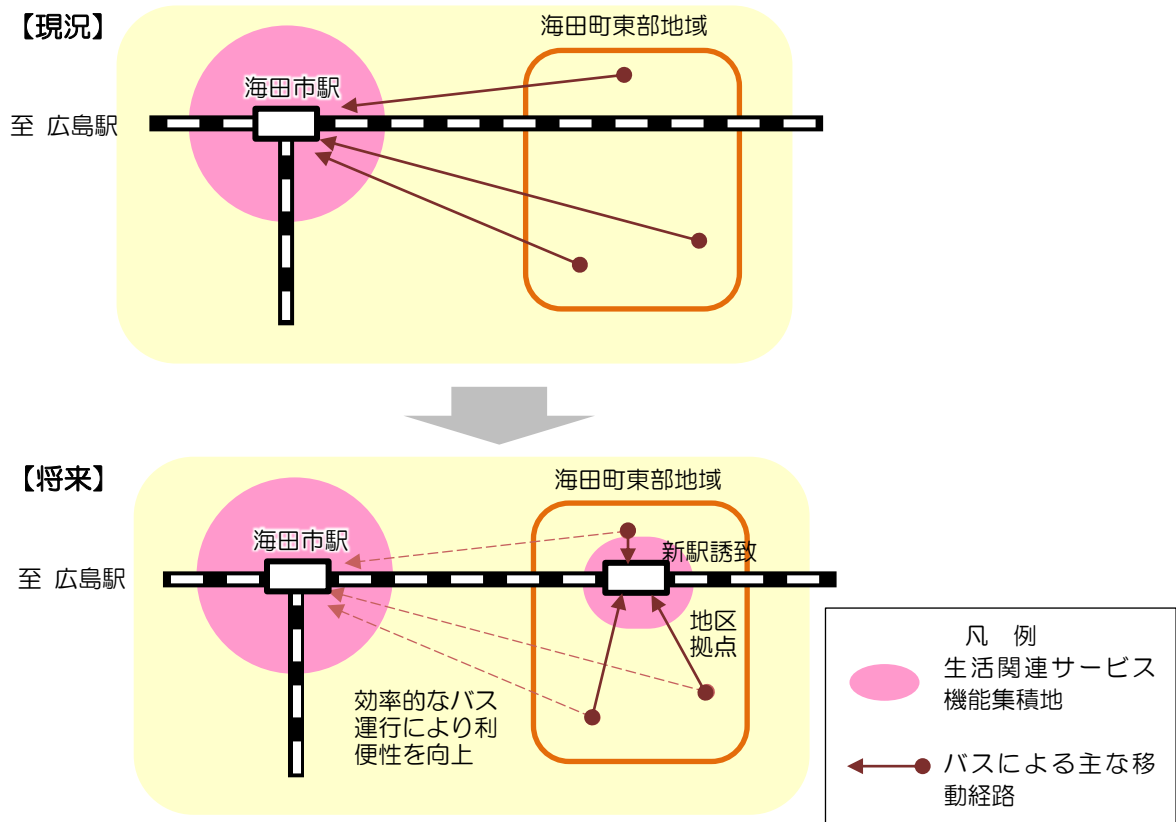


図 4-4 新たな交通拠点形成イメージ

(ウ) 多様な移動手段

- ・ 地域特性や利用数などの特性を把握し、デマンド型交通※のメリットを活かせる地域かを見極め、必要に応じて地域を特定したデマンド型交通の導入や、新たな公共交通モードの調査研究を行います。

※デマンド型交通：利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと

(エ) モビリティ・マネジメント

- ・ 今後の高齢化社会においても活力ある持続可能なまちづくりを進めるため、モビリティ・マネジメント※の実施により地域公共交通の利用促進を推進します。

※モビリティ・マネジメント：地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのこと

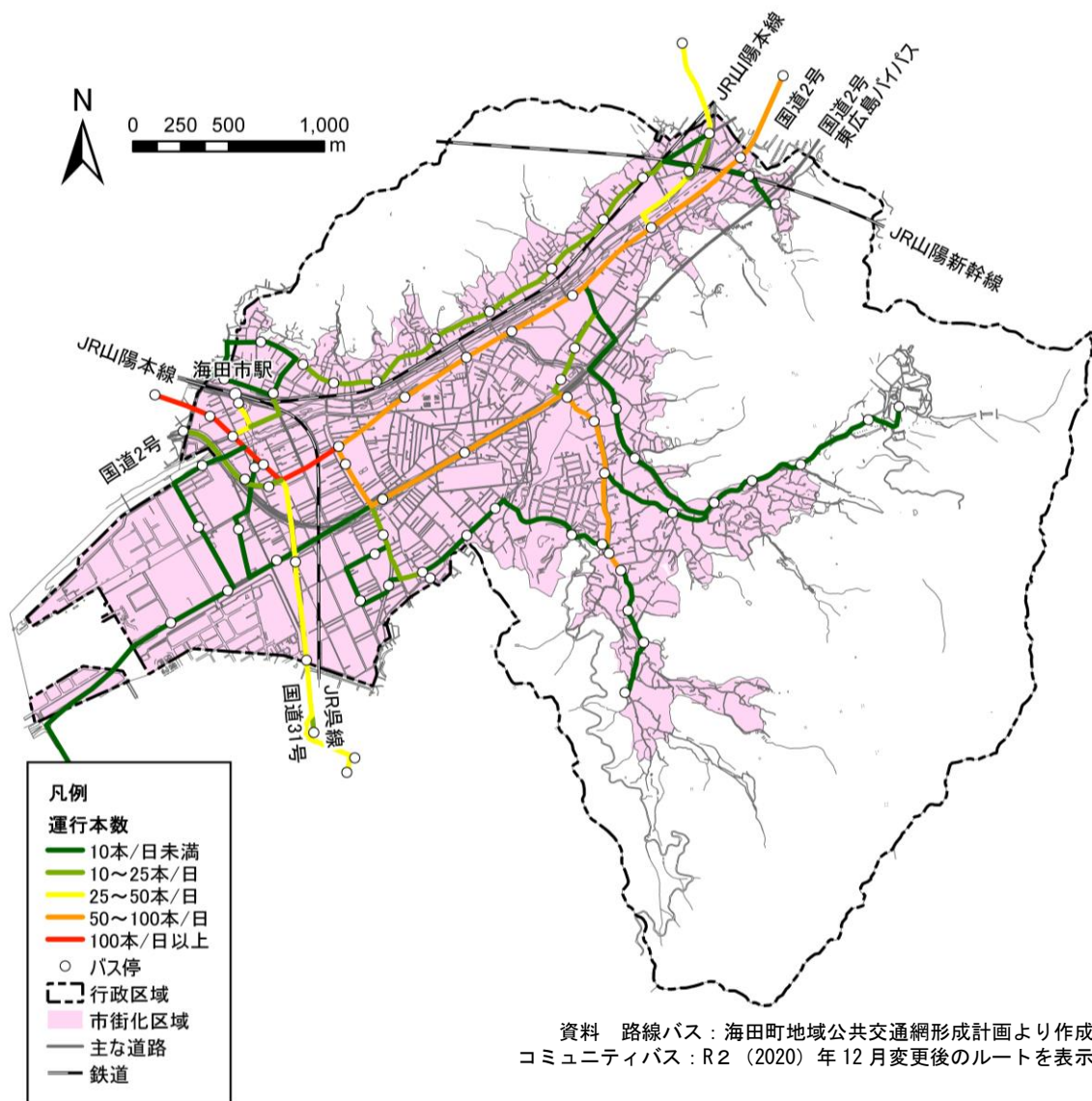


図 4-5 バス運行本数図（H30（2018）6月時点）（再掲：図 1-23）

4.2.3 公園緑地等

ア 基本方針

- ・ 住民に親しまれ、利用される公園緑地となるよう、計画的な整備を進めるとともに、良好な自然環境の活用、住民の多様なレクリエーション需要に対応したレクリエーション地の整備を進めます。
- ・ 公園緑地等の整備や維持管理への住民、関係団体の参加など、住民等と行政との協働による魅力ある公園づくりに取り組みます。

イ 整備方針

(7) 公園緑地等の計画的な整備

① 住区基幹公園

- ・ 街区公園、近隣公園、地区公園については、住区基幹公園の配置基準等を踏まえ、住民の日常的なレクリエーションの場として適正に配置・整備することとし、既設公園については、定期点検を行い、長寿命化計画に基づき適正に維持管理します。

② 都市基幹公園

- ・ 自然と親しむスポーツ・レクリエーションの場、健康づくりの場として海田総合公園第 2



期整備区域の整備を進めます。



③ その他の公園緑地等

- ・ 海田市駅周辺、ひまわり大橋周辺、南大正町等の商業地における都市景観の向上と休息等の場となる緑とオープンスペースの確保を図ります。
- ・ 瀬野川河川緑地、瀬野川河口左岸緑地について、都市景観の向上、レクリエーションの場、自然的環境の保全等に資する親水機能を持つ河川空間として有効活用します。

海田総合公園

海田総合公園



ひまわり大橋



瀬野川河川敷（芝桜）

④ その他の公園、レクリエーション地

a チびっこ公園、レジャー農園等

- ・ 既設ちびっこ公園については、定期点検を行い、適正に維持管理します。
- ・ 東広島バイパスや広島市東部地区連続立体交差事業等の高架下用地について、関係機関と協議のうえ、広場や駐車場など有効的な活用が図られるよう検討します。
- ・ レジャー農園の適正な維持管理により、住民が土に親しみ、農作物を栽培できる環境を確保します。

b 教育施設グラウンド

- ・ 住民の日常的なスポーツ・レクリエーションの場として、学校のグラウンド、体育館を活用します。

c 森林の活用

- ・ 洞所山から金ヶ燈籠山にかけての町有林を中心とした自然環境の良好な区域について、自然環境の保全に配慮したふれあいの場として活用します。

(イ) 緑のネットワークの形成

- ・ 公園緑地等、歩道、自転車道、公共施設等の緑化を進め、これらを結ぶ快適な環境の緑のネットワークの形成を図ります。
- ・ 登山道・遊歩道の整備、適切な維持管理による自然（森林）探索ルートづくりや、瀬野川などの河岸緑地等の活用により、快適な歩行者空間の確保を図ります。

(ウ) 公園緑地等の防災性の向上

- ・ 公園緑地等について、防災関連施設の整備や適正な維持管理等により、都市の防災性の向上を図ります。

(エ) 親しまれ利用される公園づくり

- ・ 親しまれる公園づくりを進めるため、公園・広場の（再）整備などにおいては、ワークショップ方式の導入など住民参加による取り組みを進めます。
- ・ 魅力ある公園を維持するため、計画的な施設の更新、管理に取り組むとともに、住民、関係団体等による自主的な清掃美化活動の促進、住民等と行政との協働による花壇整備、植栽管理などを行います。

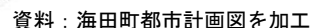


図 4-6 都市計画公園位置図（再掲：図 1-26）

4.2.4 供給処理施設

ア 上水道

(7) 基本方針

- 安全でおいしい水を安定的に供給するため、IoT や AI 技術の活用などにより、適切な水質管理を行うとともに、水道施設の長寿命化や更新を計画的に行います。

(1) 整備方針

- 安全で良質な水道水を安定供給するため、老朽化した管路の耐震更新を進めると共に、浄水場などの設備更新、浸水対策を進めます。

イ 下水道

(7) 基本方針

- 生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図るため、海田町流域関連公共下水道整備計画に基づき、認可区域における整備を推進するとともに、雨水排水対策を進め、浸水の防止を図ります。

(1) 整備方針

- ・ 快適で衛生的な生活環境を確保するため、計画的かつ効率的な下水道整備を進めるとともに、処理区域内の水洗化率の向上を図ります。
- ・ 市街地内における浸水対策として、地区ごとの浸水状況を検証しつつ浸水危険度の高い区域から重点的に雨水幹線の整備等を進めます。

ウ 廃棄物処理

(7) 基本方針

- ・ ゴミの適正処理、減量化、循環型社会の形成を図るため、広域的な連携による取り組み、ゴミ処理体制の整備・充実を図るとともに、住民への情報提供と意識啓発を図ります。

(4) 整備方針等

① ゴミ処理体制の整備

- ・ ゴミを適正に処理するため、安芸郡4町における一般廃棄物処理体制の充実・強化を図ります。

② 地域ぐるみのゴミ減量化への取り組み

- ・ ゴミ問題、循環型社会に関する住民等の意識啓発、3 R（Reduce:廃棄物の発生抑制、Reuse:再利用、Recycle:廃棄物の再資源化）の推進、不法投棄等の防止、まちの清掃美化活動等により、地域ぐるみでゴミの少ない環境づくりに取り組みます。

4.2.5 河川

ア 基本方針

- ・ 近年、頻発する大災害や南海トラフ地震の発生等に備え、津波や洪水、高潮などの被害を防止するため、河川の改修事業を促進するとともに、魅力ある水辺空間の形成に取り組みます。

イ 整備方針

(7) 災害対策

- ・ 浸水、がけ崩れ、土石流等の災害の防止を図るため、瀬野川、尾崎川等の二級河川及び三迫川、唐谷川等の砂防指定地内河川をはじめ、改修の必要な河川において改修事業や砂防えん堤の整備を促進します。

(4) 水辺空間の魅力づくり

- ・ 瀬野川などの市街地内河川については、緑化等による潤いのある水辺空間の形成、歩行者・自転車空間の確保、親水空間の形成などにより、良好な都市環境の形成を促進します。
- ・ 河川の清掃美化活動等を促進するため、アダプト制度※を活用するなど、住民等と行政の協働による水辺空間づくりに取り組みます。

※アダプト制度：道路や公園など行政が所管する公共施設の美化活動等を、住民が自発的に行い、行政がその活動を支援する制度

4.3 災害等に強く安全・安心に暮らせる都市づくり

4.3.1 基本方針

- ・ 平成30年（2018）7月豪雨災害で得た教訓を踏まえ、住民を災害から守り、安全な生活を確保するため「第5次海田町総合計画」「海田町国土強靱化地域計画」「海田町地域防災計画」「海田町耐震改修促進計画」「海田町防災指針（立地適正化計画）※」等に基づいて、自然災害対策、都市構造の防災化、防災体制の充実・強化等に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

※海田町防災指針（立地適正化計画）：頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の自然災害に対する防災に関する機能の確保を図るための指針

- ・ 災害リスクの高い区域を立地適正化計画における居住誘導区域や都市機能誘導区域から除外するなど、災害リスクの低い区域への居住や都市機能の誘導を図ります。
- ・ 市街化区域内の災害リスクの高い区域等について、市街化の抑制を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入する取り組み（逆線引きの取り組み）を居住者等の意見を踏まえながら進めます。
- ・ 子どもや高齢者・障がい者をはじめ全ての住民を犯罪から守るため、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。

4.3.2 整備方針

ア 防災都市づくりの方針

(7) 自然災害の防止

- ・ 水害、がけ崩れ等を防止するため、市街地周辺の急傾斜地等の防災工事を推進するとともに、三迫川、唐谷川、その他の中小河川の改修等を推進します。
- ・ 令和4（2022）年度開通予定の東広島バイパス及び広島南道路の高架道路を、洪水や高潮発生時の緊急避難場所として活用することについて検討します。
- ・ 土石流等による被害を防止するため、三迫川、楠木谷川等の砂防えん堤の整備を促進します。
- ・ 浸水による被害を防止するため、尾崎川排水機の整備促進や公共下水道（雨水幹線）の整備を推進するとともに、補完的な雨水対策について検討します。
- ・ 浸水リスクの高いエリアについて、建築物の構造誘導の検討とそれに合わせた容積率の緩和を行います。
- ・ 宅地開発地における災害を防止するため、適切な防災対策の指導・誘導を行います。

(イ) 都市構造の防災化

① 市街地の不燃化等の推進

- ・ 住宅等が密集している市街地、海田市駅周辺、商業・業務地など不特定多数の人々の集中する市街地については、防火・準防火地域の指定により市街地の不燃化を促進します。
- ・ 住宅建築物の耐震診断及び耐震改修に係る補助制度などを活用し、住宅の耐震化を促進します。
- ・ 幹線道路沿道においては、土地の高度利用、有効利用等にあわせた建物の不燃化、耐震化を誘導し、防火区画帯（延焼遮断帯）の形成を図ります。

② 避難空間の確保

- ・ 災害時に住民が安全に避難できるよう、道路、公園等の整備、オープンスペースの活用等による避難空間を確保するとともに、避難地、避難路を適切に配置します。
- ・ 避難地については、機能の充実を図るとともに、避難所での感染症拡大防止策の適切な実施など高齢者等の避難生活に配慮した環境整備に努めます。
- ・ 避難所の過密を避けるため、公的避難所以外の民間施設、ゆとり空間など多様な避難環境の確保に努めます。
- ・ 災害時における緊急輸送路の確保、円滑な消防、救急・救援活動等ができるよう、都市計画道路、主要な生活道路等の整備、橋りょうの整備と適正な維持管理を図ります。

③ 災害に強いライフラインの整備

- ・ 災害時における上下水道、ガス、電力、通信等のライフラインを維持するため、関係機関との連携により施設の適切な維持管理、耐震化等に取り組み、災害に強いライフラインを確保します。
- ・ 災害対応の迅速化・インフラ維持管理の効率化を図るため、IoT や AI 技術等の最新技術やデータなどを活用します。

(ウ) 防災体制の充実・強化

- ・ 広報等による防災に関する情報提供、各種ハザードマップの活用等による避難場所や避難路の周知などにより、住民の防災意識の向上を図り、住民が迅速・適切に避難するよう促します。
- ・ 住民にリアルタイムに分かりやすく災害情報等を提供するため、新技術による分析・予測技術などを活用した災害情報システムの導入について検討します。
- ・ 自治会における自主防災組織の構築、防災活動に対する支援などにより、地域における防災体制の充実・強化に取り組みます。
- ・ 地域における防災知識の普及や防災訓練の推進を図り、自助・共助・公助による災害に強い体制づくりに取り組みます。

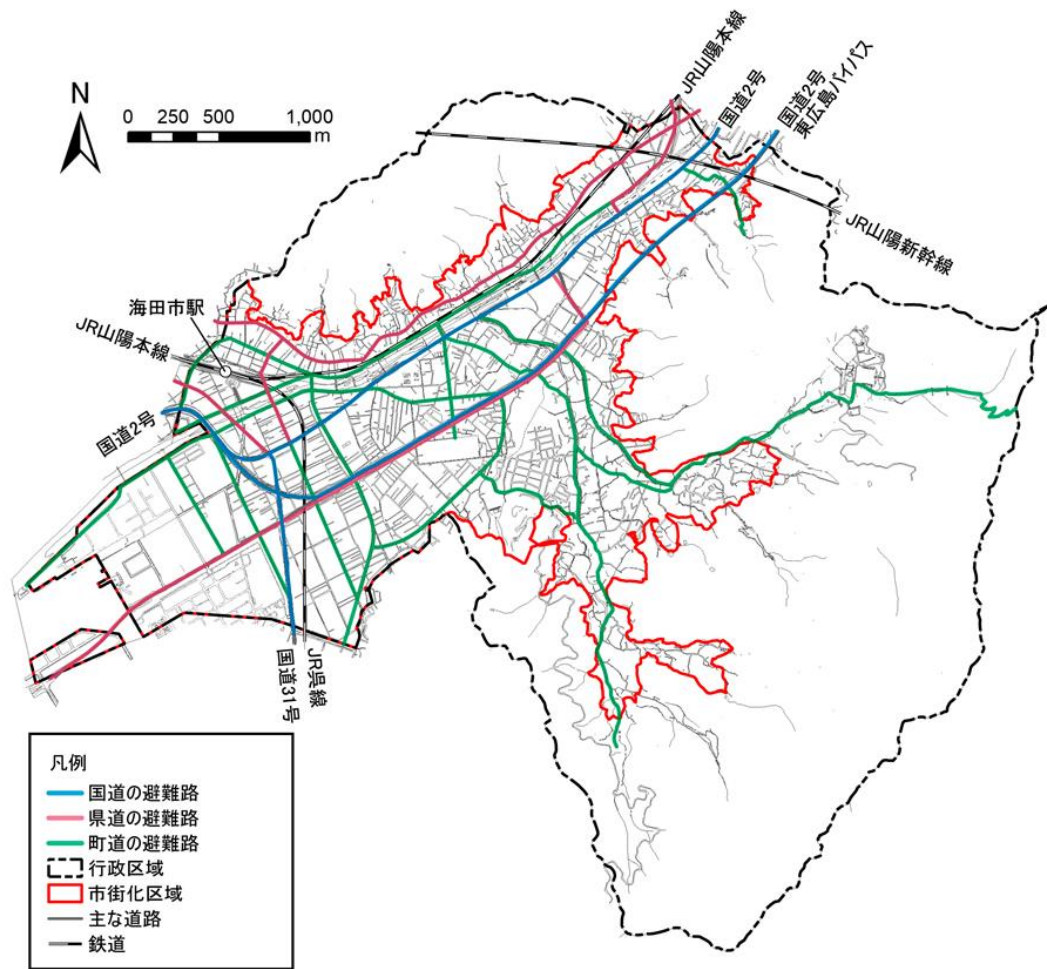
イ 防犯まちづくりの方針

(ア) 防犯に資する施設等の整備

- ・ 住民の防犯意識の啓発を促進するとともに、防犯灯・街路灯や防犯カメラを適切に維持管理し、犯罪が起きにくい公共空間の環境整備を推進します。
- ・ 道路や公園緑地等の公共施設については、照明の設置、植栽の適切な管理による見通しの確保等、防犯に配慮した整備を進めます。

(イ) 犯罪の起きにくい環境づくり

- ・ 防犯に関する情報提供等により住民の防犯意識の向上を図るとともに、防犯活動組織の支援、育成、防犯活動等を通じた地域住民のコミュニティの形成などにより、地域の防犯性の向上を図ります。
- ・ 住民、関係機関、行政等が連携して、防犯パトロールの実施、ワークショップ等によるまちの点検、住民参加による道路、公園緑地等の維持管理など、地域ぐるみで防犯体制の強化を図ります。



資料：海田町地域防災計画に基づき作成

図 4-7 避難路（再掲：図 1-29 避難路（R3（2021）5月時点））

4.4 交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成

4.4.1 基本方針

- ・ 海田市駅周辺については、海田市駅南口土地区画整理事業により整備された都市基盤を活かし、賑わい豊かな拠点の形成を図ります。
- ・ 町東部地域における地区拠点（生活中心地）の形成に向けて、新たな交通拠点の形成を図るとともに、生活関連サービス機能の集積を誘導します。

4.4.2 整備方針

ア 中心拠点の整備

- ・ 海田市駅南口については、海田市駅南口土地区画整理事業により整備した都市計画道路、駅前広場などの公共施設を活かし、中心拠点として賑わいの創出を図ります。
- ・ 海田市駅南口地区計画により都市活動の促進と調和のとれた市街地居住の促進を図ります。
- ・ 海田市駅北口については、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業の推進により、南口と一体的な市街地の形成を図ります。
- ・ 住民活動機能や防災機能を併せ持った新庁舎の整備を進めるとともに、開設した織田幹雄スクエアなどを活用し、本町の都市活動を支える拠点の形成を進めます。
- ・ 海田市駅周辺から南昭和町周辺に至る地区については、広島市東部地区連続立体交差事業の促進と高架下等の空間活用の検討、「自転車活用推進計画」や「自転車ネットワーク計画」に基づいた安全で快適な移動しやすい歩行者・自転車ネットワークの形成、駐輪場等の整備、休息や交流の場となる公共施設の整備等を進めます。
- ・ 住民活動拠点としての機能に加え、浸水対策、免震構造を採用した大規模地震対策による防災拠点としての機能を併せ持った新庁舎の整備を進めます。
- ・ 住民、事業者等と行政が連携し、海田市駅周辺と連続した賑わいある商業地の形成を図るなど、本町の都市活動を支える拠点の形成を図ります。
- ・ 都市機能の集積や高い利便性を活かして街なか居住を推進することとし、良質な都市型住宅の供給を促進します。
- ・ 生活道路の整備、歩行者・自転車空間の確保、住民、事業者等との協働による緑化の促進、美しい景観形成等により、良好で魅力的な生活環境を形成します。



海田市駅南口周辺



広島市東部地区連続立体交差事業
瀬野川西踏切（イメージ図）

イ 地区拠点（生活中心地）の整備

- ・ 曾田、寺迫、畝地区周辺については、新駅の誘致等についての検討やバス路線網の再編により交通拠点性を高めるとともに、商業・サービス機能の立地誘導を促進し、町東部地域における日常活動の中心となる拠点の形成を図ります。

4.5 快適に暮らせる居住環境の形成

4.5.1 基本方針

- ・ 住宅市街地については、必要に応じて地区の整備課題に対応した整備手法の検討を行うとともに、適切な土地利用の誘導、住民等と行政との協働により生活道路、身近な公園緑地等の整備、既存の公共施設等の有効活用などを進め、快適に暮らせる居住環境の形成を図ります。
- ・ 住宅と工場等との混在した地区については、長期的な視点に立った適切な土地利用の誘導、住環境の保護に配慮した環境保全対策などにより、住工が共存した土地利用を図ります。
- ・ 住民ニーズを踏まえた居住環境の形成をめざし、可視化ツール（3D化等）などのデータの活用を図ります。

4.5.2 整備方針

ア 海田市駅北口周辺地区における居住環境の改善

- ・ 新町、稲荷町、中店など海田市駅北口周辺から旧山陽道沿いに広がる高密度な市街地については、広島型ランドバンク事業※の活用を図るなど狭あい道路の拡幅、公園等の確保、建物等の更新、不燃化の促進等により居住環境の改善を図ります。

※広島型ランドバンク事業：住宅の密集する既成市街地に点在する狭小住宅や空き地等の未利用ストックについて、隣接地や前面道路と一体として捉え、小規模での区画再編を連鎖させて、接道状況や土地形状の改善を図ることで、市場性のあるストックを生み出す事業

イ 既存住宅市街地における住環境の向上

- ・ 現庁舎等の跡地利用については、民間資本の活用を基本に検討するとともに、地域活性化に資するよう推進していきます。
- ・ 既存の住宅市街地については、都市計画道路や生活道路の整備等により日常生活の利便性の向上を図るとともに、街区公園、下水道等の整備、住民等と行政との協働による生活道路の整備等を進め、良好な環境の市街地の形成を図ります。

ウ 住宅団地における良好な住環境の保全

- ・ 三迫地区の住宅団地については、土地利用の適切な誘導等により、低層で専用度の高い住宅地として良好な住環境を保全します。

エ 住宅と工場等が共存した市街地の形成

- ・ 月見町周辺については、長期的な視点に立った適切な土地利用規制、誘導を行うとともに、住環境の保護に配慮した環境保全対策などにより、住宅と工場等が共存した市街地の形成を図ります。

オ 市街化進行地区におけるゆとりある住宅市街地の形成

- ・ 稲葉、東、三迫地区等の土砂災害の危険性が懸念されるところについては、災害発生の可能性のある地域であることを十分に周知するとともに、災害を軽減するための防災対策を推進します。

4.6 地域資源を活かした魅力ある都市環境の形成

4.6.1 基本方針

- ・ 森林、河川、海など本町の豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、自然を学び、親しむ場として活用します。
- ・ 公共施設や公園緑地等の緑化、住民等との連携による市街地の緑化に取り組むとともに、地球温暖化対策を含めて、うるおいのある都市環境の形成を図ります。
- ・ 町内外の人を惹きつける、魅力あふれる都市を実現するため、河川、都市計画道路等を活かした良好な都市景観の形成、特徴のある街並み景観の誘導等により、個性的で魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・ 住民ニーズを踏まえた都市環境の形成をめざし、可視化ツール（3D化等）などのデータの活用を図ります。

4.6.2 整備方針

ア 自然環境の保全・活用

(ア) 自然環境の保全

- ・ 自然環境の良好な緑地、災害の防止に資する緑地などにおける無秩序な開発、山林の荒廃等を防ぐため、関係法令等の適切な運用と指導、計画的な間伐等により、良好な自然環境を保全します。
- ・ 森林ボランティアの育成、住民等による環境保全活動の促進、支援など、住民等との協働による自然環境保全活動に取り組みます。
- ・ 自然環境保全活動の推進や自然と触れ合う機会の確保により、自然環境に関する意識啓発を促進します。

(イ) 自然環境の活用

- ・ 日浦山、洞所山等の登山道、遊歩道の適切な維持管理により、快適で安全な登山環境の保全や自然とふれ合う機会の確保を図ります。
- ・ 自然体験活動、山のみちづくり、自然探索マップづくりなど、住民参加による里山づくりに取り組みます。



日浦山

イ 市街地内の緑地の確保、緑化の推進

(7) 市街地内の緑地の確保

- ・ 市街地内の緑の核となる串山、瀬野川等の郷土景観を代表する緑地、社寺林など、良好な景観を形成している緑地を保全します。
- ・ 都市公園の整備、住民等との協働による小公園・オープンスペースの確保などにより、市街地内の緑地を創出します。

(4) 市街地の緑化の推進

① 公共施設の緑化

- ・ 公園緑地、道路、河川等の緑化、官公庁施設、教育・文化・福祉施設等の公共建築物等の敷地の緑化、壁面、屋上の緑化などに取り組みます。

② 民有地の緑化

- ・ 身近な生活の場においてうるおいのある環境を創出するため、民有地の緑化を促進します。
- ・ 産業活動と暮らしが調和した良好な景観を形成するため、工場をはじめとした事業所の緑化を促進します。

③ 住民等と行政との協働による緑化の推進

- ・ 住民等と連携し、事業所や住宅の敷地における緑化、みどりのカーテンづくり、みどりのカーテンマップづくり、街路樹、花壇などの維持管理に取り組み、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- ・ 緑化に関する技術・知識等の普及、催しの案内、地球温暖化対策など、緑に関する様々な情報の提供に努め、住民等が主体的に参加する緑化活動や緑を保全・創出する取り組みを促進します。

ウ 良好な都市景観の形成

- ・ 瀬野川、三迫川、唐谷川等の市街地の軸となる河川の維持管理、都市計画道路の緑化等により、良好な都市景観の形成を図ります。
- ・ 海田市駅周辺から南昭和町周辺に至る地区については、住民等と行政が協働し、公共施設の緑化、修景化、民有地の景観誘導等により良好な景観の創出を図ります。
- ・ 建築物や屋外広告物等について、周辺景観と調和したものとなるよう、適切に指導を行います。
- ・ 住民、事業者等に対し、景観に係る意識啓発を図るとともに、住民等と行政の協働による緑化、地域の特徴を活かした景観ルールづくり、景観形成活動等に取り組みます。

エ 地域資源を活かした都市環境の形成

- ・ 海田町の地理的優位性や多様な地域資源を、広く効果的に発信することにより地域の認知度を高め、町内外から「魅力あるまち」として認識されるよう取り組み、「知ってもらい」・「来てもらい」・「住んでもらう」という好循環を生み出すことによって関係人口等の増加を図ります。
- ・ 住民等と行政が協働し、旧山陽道沿いなどの歴史的な景観、社寺林、古墳、観音免のクスノキなどの文化的資産、ひまわり大橋、東南部に広がる田園景観などの地域資源を活かして、各地域において魅力あるまちづくりを進めます。



旧千葉家住宅



三宅家住宅



海田観音免のクスノキ

4.7 人と環境にやさしい都市環境の形成

4.7.1 基本方針

- ・ 子育て世帯や高齢者・障がい者をはじめ全ての住民が安全、安心して快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー法に基づき、歩行者空間や公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを推進します。
- ・ また、環境負荷の低減に寄与する公共交通機関や自転車の利用促進などにより、環境にやさしい都市環境の形成を図ります。
- ・ 地球温暖化に関する意識啓発について、SDGsとも関連づけた情報発信を行い、住民の意識啓発につなげます。

4.7.2 整備方針

ア 公共施設、建築物等のバリアフリー化

(ア) 公共施設のバリアフリー化

- ・ 歩道等における十分な幅員の確保、段差の解消、点字ブロックの連続的な設置などにより、歩行者空間のバリアフリー化を進めます。
- ・ 公園緑地等について、園路、トイレ等のバリアフリー化を進めます。
- ・ 公共施設について、車いす利用者等に配慮した駐車スペースの確保、エレベーターの設置等を進めます。

(イ) 交通環境のバリアフリー化

- ・ 海田市駅周辺から大正交差点周辺に至る地区において、関係機関等と連携しながら重点的にバリアフリー化を進めます。
- ・ 歩道等のバリアフリー化とあわせて、駅周辺、バス停周辺のバリアフリー化を促進します。

(ウ) 民間施設のバリアフリー化

- ・ 民間施設の事業者等に対し、バリアフリー化への整備・改修に係る適切な助言、指導等により、全ての人が安全、安心して利用できる施設整備を促進します。

(エ) 住宅のバリアフリー化

- ・ 既存民間住宅について、高齢者、障がい者等が自宅で安全、快適に暮らすことができるよう、住宅改修に係る情報提供等を行います。
- ・ 町営住宅について、高齢者、障がい者、子育て世帯等の利用に配慮した住宅・敷地の整備を進めます。

イ ユニバーサルデザインの推進

- ・ 「ユニバーサルデザイン化推進計画」等に基づき、全ての人々が利用しやすい都市空間の形成を図るよう、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備、分かりやすい公共サインの整備などに取り組みます。

ウ 自転車・公共交通機関の利用の促進

- ・ 「自転車活用推進計画」及び「自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車利用環境の創出による環境にやさしい良好な地域環境の形成を図ります。
- ・ 自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）の促進、路線バス等のバス停の整備等により、環境負荷の低減に寄与する公共交通機関の利用を促進します。

エ みどりのカーテンづくり

- ・ 地球温暖化対策に資するとともに、緑豊かな都市環境を形成するため、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなどつる性植物で窓を覆う「みどりのカーテンづくり」を進めます。

オ 住民等との協働による環境にやさしいまちづくり

- ・ 住民、関係団体、事業所等と連携しながら、みどりのカーテンマップを作成するなど、みどりのカーテンづくりを進めます。